

第 号

## 治験労働者派遣契約書

近畿大学医学部附属病院（以下、『甲』という）と、\_\_\_\_\_（以下、『乙』という）は、下記治験薬の臨床試験（以下、『本治験』という）の実施に当たり、甲における治験業務の支援に関して、近畿大学医学部附属病院派遣治験コーディネーター（CRC）運用規程を遵守し、以下のとおり契約を締結する。

### 第 1 条（本治験の内容）

治験課題：

治験内容：

### 第 2 条（基本事項）

業務内容	
派遣期間	試験実施契約期間(原則)
勤務時間	9時～17時(休憩1時間)
派遣部署	近畿大学医学部附属病院 臨床試験管理センター
派遣先責任者	臨床試験管理センター 中川 和彦
指揮命令者	治験責任医師
派遣元責任者	
派遣料金	1日当たり: _____ 円 但し、労働8時間を越えたときは25%、休日出勤については35%割増
安全及び衛生 その他の事項	労働者派遣法第45条～第47条を遵守する 時間外労働については必要最小限に留める
保険関係	健保 厚年 : 無 雇保 : 無
派遣者名	

### 第 3 条（派遣費用の請求方法・算定・変更）

- 乙は甲に対して、前項で定めた本業務の遂行に関する費用を、明細書を添付して請求する。支払い時期は、原則、甲が請求書を受領後4週間以内とする。
- 前条派遣料金に基づき、乙の行う1日あたりに履行すべき業務量（業務効率）の取り決めについて別途覚書を交わすものとする。
- 甲及び乙は、本業務の内容が著しく変更されるときは、協議の上で派遣料金の額及びその支払い方法を変更することができる。

#### 第4条（注意義務）

乙は派遣者に対し適正な労働管理を行い、業務の遂行に支障を生じ若しくは甲の名誉および信用を害する等の不都合を生じさせないよう適切な措置を講じなければならない。また、乙は派遣者が傷病その他の理由により就労できなくなる場合は、甲に通知の上遅滞なく代理の従業員を派遣するように努めなければならない。

#### 第5条（遵守事項）

乙の派遣者は次の条項を遵守しなければならない。

- （1）派遣者は、迅速、円滑に業務を遂行するため、甲と協議してこれにあたる。
- （2）派遣者は、業務上必要としない場所に立ち入り、または業務上必要のない甲の設備・機器に触れないこと。
- （3）甲の就業規則を尊重する。

#### 第6条（健康管理）

甲乙いずれも派遣者に対して健康診断に基づく措置を講ずるものとし、乙がその受診日を甲に通知したときは、甲は就業時間といえども派遣者の健康診断の便宜を与えるものとする。

#### 第7条（労働災害補償）

乙は派遣者に対して、労働災害補償保険に関する事業主として責任を負うものとする。

#### 第8条（就業中の事故）

業務遂行における派遣者の負傷その他の事故については、乙の責任と負担において処理する。但し、甲の責に帰する事由による場合はこの限りではない。

#### 第9条（責任範囲及び契約解除）

乙の派遣者による故意または重大な過失により業務の遂行に支障を来した場合は下記の区分により処理する。

- 1．原状回復が可能な場合は、直ちにその措置を講じること。
- 2．原状回復が不可能な場合は、甲は本契約を解除することができる。  
契約解除のいかに係わらず、乙が本契約を履行せず甲に損害を与えた場合は、甲は乙にその損害賠償を請求することができる。

また、天変地異その他、甲乙いずれの責にも帰せられない事由によって本契約の継続が不可能になった場合は、将来に向かって本契約は効力を失うものとする。

#### 第10条（機密保持）

乙は業務上得られた被験者の個人情報及び試験に伴うすべての情報については細心の注意をもって取り扱うものとする。乙が甲の外部に被験者の個人情報及び試験に伴うすべての情報を漏洩したことによって甲に損害が発生した場合、甲は乙にその損害賠償を請求することができるものとする。

第11条（協議）

その他本契約書の条項または本契約書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通宛所持する。

平成 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2  
近畿大学医学部附属病院

病院長 工藤 正俊 印

乙 印

平成 年 月 日

上記の契約内容を確認しました。

治験責任医師 印